

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年3月4日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「上麻生三丁目共同住宅建設事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
積水ハウス株式会社
東京マンション事業部部长 三谷和司

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号
東急不動産株式会社
取締役社長 植木正威

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

上麻生三丁目共同住宅建設事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市麻生区上麻生3丁目2番1

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅の新設

(2) 内容

ア 開発区域面積	16,885.69㎡
イ 計画人口（計画戸数）	1,086人（351戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）住宅用地	15,554.01㎡
a 住棟	5,617.35㎡

b	駐車場	741.01m ²
c	駐車場棟	196.41m ²
d	駐車場スロープ	76.72m ²
e	ごみ集積所	177.45m ²
f	緑化地	4,052.60m ²
g	通路	4,277.87m ²
h	擁壁	414.60m ²
(イ)	公共用地	1,331.68m ²
a	道路	318.54m ²
b	公園	1,013.14m ²

エ 建築計画

(ア)	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
(イ)	階数	地下1階、地上10階
(ウ)	高さ	31m
(エ)	建築面積	6,399.08m ²
(オ)	延床面積	43,471.60m ²

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成16年9月

完了予定：平成18年3月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年3月4日(木)から平成16年4月2日(金)まで

(2) 場所

麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。